

よくある質問と答え

申請について

Q1：申請手続きはどのようにすればよいですか？

A1：申請書は、杉並区公式ホームページ・申請書サービス「国民健康保険料減免申請書（新型コロナウイルス感染症関連）」の添付ファイルより印刷、記入し、必要書類と合わせて減免担当あて郵送してください。（印刷環境がない方は、申請書を郵送しますので国保資格係までご連絡ください。）

Q2：令和2年中の収入・所得について、まだ確定申告が済んでいませんが、申請できますか？

A2：今回減額判定には確定申告された金額を使用します。そのため申告されていない方につきましては判定ができませんのでお早めに確定申告をされてから減免申請をしてください。

減免の要件について

Q3：「主たる生計維持者」とは、誰のことを指しますか？

A3：同一世帯内で世帯収入の中心となる方です。

Q4：収入申告書に記入する令和3年1月から12月までの収入はどのように記入すればよいですか？

A4：令和3年1月から申請月の前月までは実績額、申請月以降12月までは見込額を記入してください。

Q5：給与収入の金額は、所得税などの控除後のいわゆる手取り金額ですか？

A5：いいえ、給与収入の場合は、所得税などの控除前の金額です。収入申告書には、給料明細書などを確認のうえ、月々の収入金額を記入してください。

Q6：事業収入について、令和2年は必要経費が多く、事業所得が0となった場合、減免の要件にあてはまりますか？

A6：要件にはあてはまりますが、申請されても計算上減免額は0円となります。また、事業所得がマイナスとなる場合も、マイナスは0円として扱うため、計算上減免額は0円となり減免の対象とはなりません。

Q7：会社都合で離職しました。この場合、この減免を申請できますか？

A7：給与収入のみの収入の場合で、特例対象被保険者（非自発的失業者）に該当する場合は、この減免の対象とはなりません。特例対象被保険者（非自発的失業者）の手続きについては国保資格係までお問い合わせください。

お問い合わせ先

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1丁目15番1号

杉並区役所国保年金課国保資格係減免担当・・・TEL03-3312-2111（代表）

保険料の減免に関すること・・・TEL03-5307-0641（国保資格係直通）

保険料の納付に関すること・・・TEL03-5307-0374（国保収納係直通）